

長野県環境影響評価条例対象事業の種類・規模一覧表（法との比較）

■ は、法と条例の違い □ は、対象事業の例

R4.4.1時点

【長野県環境影響評価条例】

対象事業の種類	規 模	
	第1種事業	第2種事業
道路の建設	— (高速道は法対象)	—
自動車専用道路	新設 すべて 三遠南信自動車道(青崩峠道路)	—
県道等	4車線以上かつ 長さ 10km以上	4車線以上かつ 長さ 7.5km以上
一般国道、県道、林道等	—	森林の区域等 2車線以上かつ 長さ 10km以上 木曾川右岸道路
ダム	貯水面積 50ha以上	森林の区域等 貯水面積30ha以上
鉄道の建設	— (新幹線は法対象)	—
鉄道・軌道(特殊を含む)	長さ 10km以上	長さ 7.5km以上
飛行場の建設	陸上飛行場 設置すべて 滑走路の新設すべて 滑走路の延長 長さ 500m以上	— — 滑走路の延長 長さ 375m以上
工業団地の造成 ※	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上
住宅団地の造成 ※	面積 20ha以上	—
別荘団地の造成 ※	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上
スポーツ又はレクリエーション施設の建設	ゴルフ場 ※	面積 50ha以上
	スキー場 ※	面積 50ha以上
	運動競技場、遊園地その他のスポーツ又はレクリエーション施設 ※	森林の区域等 敷地面積 30ha以上かつ土地形質変更面積 10ha以上
廃棄物処理施設の建設	ごみ焼却施設 産業廃棄物焼却施設	処理能力4t/時以上 長野広域連合A焼却施設ほか
	し尿処理施設	処理能力 250kl/日以上
	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場	埋立面積 5ha以上 又は埋立容量 25万m³以上
下水道終末処理場の建設	面積 15ha以上	—
流通業務団地の造成 ※	面積 20ha以上	—
土地区画整理事業 ※	(都市計画に定められないものを含む)	面積 100ha以上
	—	面積 75ha以上 森林の区域等 面積 30ha以上
工場又は事業場の建設	製造業 電気供給業 ガス供給業 熱供給業	排ガス量 10万m³/時以上 又は排水量 1万m³/日以上
土石の採取及び鉱物の掘採	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上
		公有水面その他の水面の埋立・干拓 埋立面積 50ha超
		埋立面積 40ha以上
		新都市基盤整備事業 (新都市基盤整備法)
		面積 100ha以上
		面積 75ha以上
電気工作物の建設	水力発電所	出力 1.5万kW以上
		—
	地熱発電所	出力 5,000kW以上
	—	(原子力発電は法対象)
	風力発電所	出力 5,000kW以上
	太陽光発電所 ※	敷地面積 50ha以上 FSPS佐久市八風発電所
	送電線路	電圧 17万V以上かつ こう長 1km以上
工作物の用に供する一団の土地の造成	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上
複合事業 (上記※印の面的造成事業の複合事業)	上記※印の第1種事業の要件に対する事業面積の割合の合計が1以上であるもの	上記※印の第2種事業の要件に対する事業面積の割合の合計が1以上であるもの
上記に準ずるものとして規則で定める事業	—	—

【環境影響評価法】

対象事業の種類	規 模	
	第1種事業	第2種事業
道路の新設及び改築	高速自動車国道 新設 すべて 佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線 改築 1km以上	—
	一般国道	4車線以上かつ 長さ 10km以上 諏訪バイパスほか
	林道	幅員6.5m以上かつ 長さ 20km以上
ダムの新築、堰の新築及び改築、河川工事	ダム	貯水面積 100ha以上
	堰	湛水面積 100ha以上
	湖沼水位調節施設	湖沼開発面積 100ha以上
	放水路	形状変更面積 100ha以上
鉄道、軌道の建設及び改良	新幹線鉄道	すべて リニア中央新幹線
	普通鉄道・軌道	長さ 10km以上
飛行場及びその施設の設置又は変更	飛行場	設置 滑走路の長さ 2500m以上
		滑走路の新設 長さ 2500m以上
		滑走路の延長 長さ 500m以上かつ延長後 長さ 2500m以上
		設置 滑走路の長さ 1875m以上
工業団地造成事業 (首都圏近郊整備法等)	面積 100ha以上	面積 75ha以上
	新住宅市街地開発事業 (新住宅市街地開発法)	面積 100ha以上
産業廃棄物最終処分場	埋立面積 30ha以上	埋立面積 25ha以上
流通業務団地造成事業 (流通業務市街地整備法)	面積 100ha以上	面積 75ha以上
土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上
発電用の事業用電気工作物の設置又は変更の工事	水力発電所	出力 3万kW以上
	火力発電所	出力 15万kW以上
	地熱発電所	出力 1万kW以上
	原子力発電所	すべて
	風力発電所	出力 5万kW以上
	太陽電池発電所	出力 4万kW以上
宅地の造成事業(都市再生機構、中小企業基盤整備機構)	面積 100ha以上	面積 75ha以上

注1) 森林の区域等とは、森林法に規定する森林の区域、河川法に規定する河川区域、国立公園、国定公園、県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、水道水源保全地区、水資源保全地域、鳥獣保護区、希少野生動植物の生息地等保護区、都市計画法に規定する風致地区の区域等

注2) 環境影響評価法において、令和4年9月30日までの間、第1種事業：1万kW以上、第2種事業：7,500kW以上の風力発電所について、経過措置が定められている。